

蒲郡市立学校の学校医等の委嘱及び報酬に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号。以下「法」という。）第23条並びに蒲郡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和29年蒲郡市条例第11号）第2条及び別表第1の規定に基づき、蒲郡市立学校に置く学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の委嘱及び報酬に関し、必要な事項を定めるものとする。

(身分)

第2条 学校医等の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職の地方公務員とする。

(職務)

第3条 学校医等の職務は、法その他関係法令の定めるところによる。

(委嘱)

第4条 学校医等の委嘱は、医師、歯科医師又は薬剤師の免許を有する者のうちから、それぞれ一般社団法人蒲郡市医師会、蒲郡市歯科医師会又は蒲郡市薬剤師会の推薦に基づき、蒲郡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う。

2 学校医等は、2以上の学校の学校医等を兼ねることができる。

3 教育委員会が必要と認めたときは、一の学校に2人以上の学校医を置くことができる。学校歯科医及び学校薬剤師についても、また同様とする。

(解職等)

第5条 学校医等が次の各号のいずれかに該当するときは、学校医等としての身分を失う。

(1) 退職を願い出て、承認されたとき。

(2) 死亡したとき。

(3) 医師、歯科医師又は薬剤師の免許を取り消されたとき。

2 学校医等は、退職しようとするときは、退職しようとする日の14日前までに教育委員会に退職願を提出しなければならない。

3 教育委員会は、学校医等が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反してこれを解職することができる。

(1) 勤務成績がよくない場合

- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 刑事事件に関し起訴された場合
- (4) 学校医等としてふさわしくない非行のあった場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その職に必要な適格性を欠く場合
(報酬の額等)

第6条 学校医等の報酬の額は、年額とし、別表に掲げる学校医等の区分に応じ、同表に定める基本報酬額、管理報酬額、結核管理報酬額、人数加算額及び出勤加算額の合算額とする。ただし、年度途中において異動を生じたときの報酬の額は、在職月数を基礎にして月割りにより支給する。

2 第4条第2項の規定により学校医等が2以上の学校の学校医等を兼ねるときは、報酬の額は、別表に定める基本報酬額と学校ごとに算定した管理報酬額、結核管理報酬額、人数加算額及び出勤加算額の合算額とする。

3 報酬は、別に定める日に支給する。
(月割りの計算方法)

第7条 前条第1項の規定により報酬を月割りにより支給するときは、基本報酬額、管理報酬額及び結核管理報酬額については、月割りにより計算し、同項の人数加算額及び出勤加算額については、学校医等が実際に定期健康診断（法第13条第1項及び第15条第1項の健康診断をいう。）を実施した児童生徒数及び職員数並びに学校医等の出勤日を基礎として計算する。

2 報酬の月割りの計算に当たり1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、学校医等の委嘱及び報酬に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
(準備行為)

2 この要綱の規定に基づく学校医等の委嘱に関し必要な手続その他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

別表(第6条関係)

学校医等の報酬の額

単位:円

	学校医(内科医)	学校医(眼科医)	学校医(耳鼻科医)	歯科医	薬剤師
基本報酬額	230,000	230,000	230,000	228,000	160,000
管理報酬額	管理学校数 × 99,700	管理学校数 × 90,000	管理学校数 × 90,000	—	管理学校数 × 99,000
結核管理報酬額	管理学校数 × 30,000	—	—	—	—
人数加算額(児童生徒)	人数 × 680	人数 × 680	人数 × 680	人数 × 650	—
人数加算額(教職員)	人数 × 1,510	—	—	—	—
出勤加算額	出勤日数 × 18,900	出勤日数 × 18,900	出勤日数 × 18,900	出勤日数 × 18,900	—